

# サン共同通信

2024年

9

月号

## Topics 注目トピック

社保 令和6年度 最低賃金改正のお知らせ

融資 信用保証協会制度(全国)の「小口零細企業保証制度」とは？

メディア実績



節税・融資で失敗しない  
会社設立登記事項とは？

# 会社設立までの道のり

会社を設立するには、定款の作成、株主の確定後、会社の機関を設計していきます。そして最後に設立の登記をすることで成立します。**会社の設立に登記は必須であり、それまでの手続きの締めくくりとなります。**

会社設立の第一段階である定款の作成では会社の様々な規則を定めていきます。

登記をするにも添付書面として必ず用意しなくてはならないものです。しかし定款は公証人の認証によって効力を生じるため、認証を受けた定款を添付書類として用意します。



ここでは株式会社の設立について説明していますが、持分会社であれば定款の認証が必要ないなど、設立までの手順も比較的簡素になるという特徴があります。

定款で必須の記載事項には「目的」「商号」「本店の所在地」など、登記に記載する内容と被っているものもあり、定款と登記とで内容に差異が生じないようにしましょう。

また定款に認証制度があるように、登記にも不備があれば登記官による却下が起こり得ます。ただしこの不備が補正できる場合には、登記官が定めた期間内に補正することで却下を避けることができます。

## 登記の効果

登記は会社と取引をする第三者に会社情報を公示するという目的のもと定められた制度です。

**取引を安全に行うために重要な事項を知らせているのであり、逆に、登記をしていればこれをもって第三者に主張することができます。**

つまり何か問題が生じたとき、第三者が登記をしている内容について知らなかったということを言い訳にできないという意味になります。しかし第三者に正当な事由がある場合や、登記の内容が間違っている場合には対抗できません。

## 会社設立時の登記事項

登記事項は株式や機関設計によって変わってきます。主な内容としては以下のようなものがあります。

### 1. 商号

「商号」は会社名となり、最初か最後に株式会社という文字は入れなければならないなど、ルールがあります。認められない文字などもありますので難しい文字を使用される場合は事前に確認をしておくといかと思います。

履歴事項全部証明書	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 株式会社□□□□□□□□ 会社法人番号 □□□□□□□□□□	
商号	株式会社□□□□□□□□
本店	□□□□県□□市□□□□□□□□□□丁目□番□□号
公告する方法	□□□□□□□□□□□□□□□□して行う。
会社成立の年月日	平成00年0月0日
目的	1. □□□□□□□□□□□□□□□□□□ 2. □□□□□□□□□□ 3. □□□□□□□□□□
発行可能株式総数	00万株
発行済株式の総数	発行株式の総数







## 8. 役員(代表取締役の氏名及び住所)

代表取締役は自宅住所が登記事項になってしまうという点に注意が必要です。女性の方やご家族がいる方で自宅を公開したくない方は別の住所を本店とする方もいます。通常取締役(役員)は住所の記載はありません。

なお、2024年10月1日以降の会社設立登記においては、一定の要件の下、株式会社の代表取締役の住所の一部を表示しない措置が設けられました。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたりするなど、一定の影響が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な検討をする必要があります。

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行株式の総数 00株
資本金の額	金00万円
株式の譲渡制限に 関する規定	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□
役員に関する事項	取締役 □□□□□
	取締役 □□□□
	□□□□□□□□□□□□□□□□ 代表取締役 □□□□
登記記録に関する 事項	設立 平成00年0月0日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
平成00年00月00日  
□□法務局 登記官 □□ □□ 



## 9. その他

必要に応じて株券発行会社であること、取締役会設置会社であること等の旨を記載することになります。株券は原則発行しないものとされていますが、発行をするのであれば定款および登記に記載する必要があります。

その他発行済株式の総数やその種類、役員等の責任の免除についても定款の定めをしていれば記載します。

また、登記に際して添付書類が必要になってきます。すでに説明した**定款は添付書類として必須**です。

他に、現物出資がある場合に「資本金の額が会社法及び会社計算規則に従って計上されたことを証する書面」を添付するなど、内容に合わせて用意するものが変わってきます。

登記事項につき、証拠が求められるような内容についてはその証明書類が必要になるというように考えておきましょう。

**登記内容はのちに変更することも可能ですが、費用がかかることも忘れてはいけません。**

商号や目的、発行可能株式総数の変更などにかかる登録免許税は3万円です。

これらをまとめて変更すれば3万円で済みますが、別々の時期に変更を繰り返しているとそのたびに3万円がかかってしまい費用がかさんでしまいます。

なお、決算月は定款に記載しますが、登記事項ではないので、定款の議事録で変更することができます。

## まとめ

登記事項はほとんど定款に記載されてあるものです。

そのため定款を作成した段階で登記事項について新たに考える必要はあまりないとも言えます。

しかし定款に記載した内容と差異がないようにすることや、定款の定めによって効力を発揮するものでかつ登記事項とされている内容について、記載漏れがないように注意しましょう。

## 令和6年度 最低賃金改正のお知らせ

### 1.最低賃金制度とは？

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

### 2.令和6年度 最低賃金改正

政府より50円以上の引き上げが示され、今回も大幅にアップした地域が多くなりました。  
令和6年度の地域別最低賃金等を一部抜粋してご案内いたします。(令和6年9月5日現在)

都道府県	前年	令和6年度
北海道	960円	1,010円
東京都	1,113円	1,163円
神奈川県	1,112円	1,162円
埼玉県	1,028円	1,078円
千葉県	1,026円	1,076円
愛知県	1,027円	1,077円
大阪府	1,064円	1,114円
京都府	1,008円	1,058円
兵庫県	1,001円	1,052円
福岡県	941円	992円
沖縄県	896円	952円

【令和6年度地域別最低賃金改定状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)

### 3.最低賃金のチェック方法

従業員の賃金が最低賃金額を下回っていないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1)時給の労働者 時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2)日給の労働者 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (3)月給の労働者 月給 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

なお、以下は最低賃金の対象となる賃金には含まれません。

臨時に支払われる賃金 / 賞与 / 時間外・休日・深夜手当 / 皆勤手当、通勤手当、家族手当

### 4.最後に

使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められていますので、ご注意ください。

小林 信仁

## 信用保証協会制度(全国)の「小口零細企業保証制度」とは？

中小企業や個人事業主にとって、資金調達には事業の運営や成長に欠かせない要素です。しかし、小規模事業者にとっては、金融機関からの融資を受ける際に信用力や担保不足がネックとなり、スムーズに資金を確保することが難しい場合があります。そんな中、「小口零細企業保証制度」は、小規模事業者が必要な資金を調達しやすくするために全国の信用保証協会に設けられた信用保証制度となっています。

この制度の保証割合は100%で設定されています。つまり、金融機関が事業者に対して融資を行う際に、全額を信用保証協会が保証する形です。これにより、金融機関はリスクを負うことなく融資を行うことができるため、小規模事業者でも資金を借りやすくなるのが大きな特徴です。

制度内容	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時使用する従業員の数が <b>20</b> 人以下の事業者</li> <li>・ 商業、サービス業の場合は <b>5</b> 人以下の事業者</li> </ul>
	保証限度額	<b>2,000</b> 万円 ※既存の信用保証協会付融資残高と合計して 2,000 万円以内
	保証人	必要となる場合あり。法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	担保	原則は不要
	保証期間	各信用保証協会が定める保証期間 ※おおむね <b>7</b> ~ <b>10</b> 年以内
	保証料率	各信用保証協会が定める保証料率

詳細な条件や申請方法については、お近く信用保証協会又は金融機関へご相談ください。

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>

### 日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2024年9月2日時点
創業融資の基準金利	2.60 ~ 3.90%	<b>2.60 ~ 3.70%</b>
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2024年12月末日まで	変更無し

メディア実績

**税理士サミット2024**  
共創の時代へ！  
世代を超えた税理士による税理士のための祭典！  
2024.11.1 [FRI] 11:30-18:00 東京 JPタワー  
お申し込みはこちら▶

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表  
佐々木大輔社長  
(2024年1月)

動画を再生▶



株式会社識学  
安藤広大社長  
(2024年4月)

動画を再生▶



■ゲスト出演動画  
ビジネスおたくチャンネル  
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生▶

取材など



FIVE STAR MAGAZINE  
(2024年1月)



税理タイムス  
(2024年2月)



週刊新潮 (2022年6月16日)



BiZUP (2024年2月)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京  
ワールドビジネス  
サテライトに取材  
放送されました。  
(2020年5月1日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)

セミナー



株式会社マネーフォワード主催  
グループ通算セミナーに  
グループ通算の専門家として笠岡が登場  
(2024年3月)



フリー株式会社主催節税対策セミナーに  
経営者のアドバイザーとして近藤が登場  
(2024年6月)



フリー株式会社主催税務調査セミナーに  
経営者のアドバイザーとして近藤が登場  
(2024年7月)

書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE  
〒106-0032  
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F  
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や  
「税理士を変更したい方」を  
ぜひご紹介ください!

# お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大50,000分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。  
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名  
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス  
および電話番号

ご連絡はこちらまで

[contact@san-kyodo.jp](mailto:contact@san-kyodo.jp)



YouTube

税理士BARラウンジ

# 起業成功支援

## チャンネル

チャンネルを見る ▶



## コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供として細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口  
メールアドレス: [support@san-kyodo.jp](mailto:support@san-kyodo.jp)



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!

## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15F

### 板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

### 横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

### 大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツイン Towers・サウス15F

### 沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D